# 第63回

前橋市都市計画審議会議案

- 3 前橋都市計画道路の変更 (3・4・100号西善玉村線の変更ほか1路線) について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 (1号案件)

1 号 **案** 件:都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計 (付議案件) 画に関する議案(前橋市決定)

**2 号 案 件**:都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見 (諮問案件) を聴き、定める都市計画に関する議案(群馬県決定)

3 号 **案 件**:都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等 (付議案件) を求められている性質の議案(建築基準法第51条ただし書きに (諮問案件) よる敷地位置指定等)

4 号 案 件:法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計 (諮問案件) 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5 号 案 件:都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に (諮問案件) ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件:都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項(議決を要するもの)の調査審議を行うもの

※諮問案件:他の法令によりその権限に属された事項(審議を要するもの)及び 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(千代田町中心拠点地区の 決定) について

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(千代田町中心拠点地区の決定)について、都市計画法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和4年5月11日

前橋市長 山 本



## 第1号議案

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(千代田町中心拠点地区 の決定)について(付議)

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を 求めます。

令和4年5月27日

前橋市都市計画審議会会長

# 前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(前橋市決定・案)

都市計画千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名	称 千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業										
面		積	約	2. 7ha							
			利	重 別	<del>- y</del> 17 <del>-  -</del>	名称		幅		延長	備考
公共施設の最			幹	幹線道路		都市計画道路 3・3・11 号前橋渋川線			7m .5m)	約 110m	■ 整備済 ■ 幅員()内は施行地
			幹	幹線道路		都市計画道路 3・4・12 号公園通線			0m 0m)	約 150m	区内を示す。
	道	路	区	画道路	市道	02-382 号		6	5m	約 90m	整備済
			区	画道路	市道	02-384 号		6	Sm	約 80m	立体道路予定 約 30m
の配置及び規模			区	画道路	市道	02-386 号		8~	~9m	約 150m	
及 び			区	画道路	市道	02-388 号		9~	10m	約 210m	整備済
規模			区	画道路	市道	02-390 号		6	Sm	約 80m	
/1天	下	水 道	都市	<b></b> 十計画前	橋公井	<b>ド下水道によ</b>	り整備済				
		の他の	広場	広場 約 1, 200 ㎡							
			建築物		敷地面積に対する						
	街区	建築面	面積 延べ面積		積※	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		主要用途		備考
建 築 ::	西街区	おおt 7,400	· ·		m² ね	約 7.1/10	約 30.1	/10	業務施設商業施設		※数値は容積率対象 面積 ()内は総床面積
物 の 整	東街区	おおむ 4,700		*		約 6.3/10	約 23. 7/10		駐車場 共同信 教育习		
備に関	合計	おおむね 49,100 ㎡ 12,100 ㎡ (おおむね (おおむね ) 約 6.8/10 約 27.4/10									
57,500 m²)										1号に該当する建築	

に建盟筑	街区	建築敷地面積	整備計画					
関する計画築敷地の整備	西街区	おおむね 10, 400 ㎡	前橋市のまちづくりの指針に沿った土地利用やオープンス					
	東街区	おおむね 7, 500 ㎡	ペースを確保することで、居心地の良い屋外空間を創出す					
	合計	おおむね 17, 900 ㎡	る。					
住宅建設の目標		戸 数	備考					
		_						

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

### 理 由

中心商業地の地域活性化の一環として、市街地再開発事業の実施により土地の合理 的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を 行うため本案のとおり決定する。 前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(千代田町中心拠点地区の決定)に係る 公述意見に対する前橋市見解

#### 意見の要旨

前橋市には、プロ・アマチュアスポーツや高校生等によるソーラーカー、電気自動車レースなどの競技団体が多く集まっている。これらの団体による集客力を活かした取り組みについて意見を述べる。

現在、各競技団体のチケット販売は窓口が分散していたり、取り扱いがコンビニやインターネットだけであったりして不便な状態である。そのため、窓口を集約したチケットセンターの設置を提案する。これにより、売り上げや観客動員の増加が見込まれる。

8番街区については、既存大型商業施設のみとし、新たな商業施設の建設は不要である。それ以外の施設としては、アスリートや市民が利用できる温浴施設、天候に左右されない大屋根、地ビールを取り扱うビアホール、居酒屋施設を提案する。

なお、市の計画では、100台の地下 駐車場を予定しているとのことである が、既存の周辺駐車場を活用することと し、新たな駐車場の整備は不要である。

#### 【その他提案事項】

- ・市内関係放送局の共同運営によるオープンスタジオを設置し、競技中継やイベント等に活用する。
- ・千代田町中心拠点地区の市街地に各競技団体の活動本拠地を集約し、練習場所 の確保や選手と市民の交流イベントを 実施する。
- ・電気自動車、自転車ロードレースの整備作業の公開やグリーンドーム前橋を 活用した競技会を開催する。

市街地再開発事業においては、提案した施設のみとし、その他のオフィスビル、マンション、駐車場は他の空き地において民間活力によって整備すべきと考える。

#### 前橋市見解

前橋市では、人口減少・超高齢社会に向けた持続可能なコンパクトなまちづくりの実現のため、民間主導型の効果的な都市機能の更新と連鎖的な再開発事業を促すことを目的とし、平成27年5月に「前橋市市街地総合再生計画」(以下「再生計画」という。)を策定している。

8番街区周辺(千代田町中心拠点地区)は、再生計画の重点施策区域に位置し、整備方針として「新たなにぎわいの発信拠点づくり」が掲げられ、現在の駐車場として利用されている状況を踏まえつつ、商業系、業務系、文化交流系、及び居住系機能の導入が想定されている。

今回、都市計画に決定する建築物の主要用途は、業務施設、商業施設、駐車場、 共同住宅、及び教育文化施設であり、再生計画に想定される導入機能と整合するものである。

なお、具体的な事業内容については、 都市計画決定後に区域内の土地所有者 等により設立される市街地再開発組合 (施行者)によって検討、計画されるこ とになる。

また、駐車場の台数については、具体的に都市計画に定めるものではないが、周辺の既存駐車場の活用を前提として、現在の稼働状況や必要台数の算定を基に整備台数(約100台)を想定しているものであり、事業実施段階においては、事業内容と併せて規模、配置等の詳細な検討がなされることになる。

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定(千代田町中心拠点地区の決定)に係る意見書に対する前橋市見解

- 1 意見書番号 1
- 2 意見書の要旨及び前橋市の見解は次のとおり

意見の要旨	前橋市見解
風紀が悪くならないように、教育的 に価値のある建物をお願いしたい。	決定を予定する都市計画の案では、図書館及び学校等を想定した「教育文化施設」を建築物の主要用途の一つとしており、本事業区域において、学びの場の創出を計画するものである。



前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画高度利用地区の変更(千代田町中心拠点地区の決定ほか1地区)について

前橋都市計画高度利用地区の変更(千代田町中心拠点地区の決定ほか1地区)について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和4年5月11日

前橋市長 山 本



## 第2号議案

前橋都市計画高度利用地区の変更(千代田町中心拠点地区の決定ほか1地区)について(付議)

諮問第2号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和4年5月27日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画高度利用地区の変更(前橋市決定・案)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

		建築物の	建築物の	建築物の	建築物		
		延べ面積	延べ面積	建築面積	産業物の建築		
種 類	面積	の敷地面	の敷地面	の敷地面		/	
性 規	(約 ha)	積に対す	積に対す	積に対す	面積の	備考	
		る割合の	る割合の	る割合の	最低限		
		最高限度	最低限度	最高限度	度		
高度利用地区	0.0	60/10	20/10	8/10	200 m²	既決定	
(前橋駅周辺地区)	8.0	以下	以上	以下	以上	S56.5.26	
高度利用地区	0.6	65/10	25/10	7/10	200 m²	亦軍	
(千代田町5番街)	0.6	以下	以上	以下	以上	変更	
高度利用地区		60/10	20 /10	0 /10	200 m²		
(千代田町中心拠	2.7	60/10	20/10	8/10		追加	
点地区)		以下	以上	以下	以上		
合 計	11.3						

(注)ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

#### 理由

千代田町中心拠点地区は、当該地区の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新を図るため、高度利用地区を指定する。

千代田町5番街地区は、千代田町中心拠点地区の指定に伴い、区域を変更する。



前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路の変更(3・4・100号西善玉村線の変更ほか1路線)について

前橋都市計画道路の変更(3・4・100号西善玉村線の変更ほか1路線)について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和4年5月11日

前橋市長 山 本



## 第3号議案

前橋都市計画道路の変更(3・4・100号西善玉村線の変更ほか1路線)について(付議)

諮問第3号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を 求めます。

令和4年5月27日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更(前橋市決定・案)

1. 都市計画道路中3・4・100号西善玉村線を次のように変更する。

	名	名 称 位 置						構	造		
種										地表式の区	備
	番号	路線名	起点	終点	主な	延長	構造	車線	幅員	間における	
別	留り	始形石	起点	於点	経過地	<b>严</b> 天	形式	の数		鉄道等との	考
										交差の構造	
	3.4.100	西善玉村	前橋市	前橋市	前橋市	約	地表式	2 車線	16m	自動車専用	
幹		線	西善町	力丸町	西善町	1,820m				道路と立体	
線										交差1箇所	
街										幹線街路と	
路										平面交差2	
										箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中3・4・37号江田町線を廃止する。

#### 理 由

前橋都市計画道路3・4・100号西善玉村線は、都市計画道路3・3・78号昭和大橋大胡線を起点とし、玉村町境までを南北につなぐ幹線街路である。

本路線の円滑な交通を確保するため、市道00-104号との交差点部に右折車線を設け、一部区間の幅員を16mから17mに変更する。また、これに併せて交差点付近の線形を変更する。

前橋都市計画道路3・4・37号江田町線は、主要幹線道路である3・4・38号江田天川線と3・3・10号江田天川大島線を結ぶよう計画された地区幹線道路である。

本市では、人口減少社会の到来、環境意識の高まりなどの社会情勢の変化などにより、新たな将来都市像を実現するためのまちづくりを効率的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路の必要性の検証を行った。この結果、本路線は都市計画決定当時に比べて必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから、本路線全線を廃止する。

# 都市計画道路新旧対照表

# (変 更 前)

	名		位 置		区域		構	造			
種										地表式の区	備
	番号	路線名	起点	終点	主な	延長	構造	車線	幅員	間における	
別	笛 万	始形化	起点	於点	経過地	<b>严</b> 文	形式	の数		鉄道等との	考
										交差の構造	
	3.4.37	江田町線	前橋市	前橋市	前橋市	約 590m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と	
			江田町	江田町	江田町					平面交差2	
			字勝呂	字下り	字田中					箇所	
幹				柳	境						
線	3.4.100	西善玉村	前橋市	前橋市	前橋市	約	地表式	2 車線	16m	自動車専用	
街		線	西善町	力丸町	西善町	1,820m				道路と立体	
路										交差1箇所	
										幹線街路と	
										平面交差2	
										箇所	

## (変 更 後)

	名	名 称 位 置			区域		構	造			
種										地表式の区	備
	番号	路線名	起点	終点	主な	延長	構造	車線	幅員	間における	
別	留り	F17/9K-11	起点	於京	経過地	延 艾	形式	の数		鉄道等との	考
										交差の構造	
	3.4.37	江田町線					廃 止				
幹	3.4.100	西善玉村	前橋市	前橋市	前橋市	約	地表式	2 車線	16m	自動車専用	
線		線	西善町	力丸町	西善町	1,820m				道路と立体	
街										交差1箇所	
路										幹線街路と	
山山										平面交差2	
										箇所	